

条例の構成（案）

1 条例の目的

条例の目的を定める。

〈案〉

空き家の増加により、防災、生活環境又は防犯の観点から多くの社会的問題が生じ、さらにはまちや都市の活力が低下することに鑑み、空き家対策の推進に関し、その基本理念を定め、各主体の責務・役割を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、これを総合的に推進すること

2 用語の定義

「空き家」をはじめとする用語の定義を定める。

〈案：空き家の定義〉

常時無人の状態又はこれと同様の状況にある建築物及びその敷地

3 基本理念

空き家対策を進めるうえでの基本理念を定める。

〈案〉

- ・ 空き家について、発生の防止、適正な管理、流通促進、有効活用など、地域や都市の活力の向上を目的として、総合的に対策を推進すること。
- ・ 地域のまちづくりが、ひいては空き家の発生の予防や活用の推進に繋がることを旨とすること。
- ・ 各主体（市、市民、事業者、市民活動団体等）が相互に連携して取り組むこと。
- ・ 地域コミュニティが大きな役割を担うことを旨とすること。

4 各主体の責務・役割

市、市民、事業者等の責務や役割を定める。

〈案〉

〔市〕

- ・ 空き家の対策を総合的に実施すること。
- ・ 市民、事業者等の参加及び協力を促進すること。
- ・ 市民、事業者等の自発的取組を促進するために必要な措置を講じること。

[市民]

- ・地域のまちづくりを通じて空き家の発生防止に寄与するとともに、市が実施する施策に協力すること。
- ・自己所有・管理物件について、空き家にしないよう努めるとともに、空き家である場合はその解消に努めること。

[事業者]

- ・市の施策、市民の取組に積極的に協力すること。
- ・自己所有・管理物件について、自らの責任と負担において、空き家にしないよう努めるとともに、空き家である場合はその解消に努めること。

[市民活動団体等]

- ・地域の活性化に寄与するとの認識のもと、空き家対策の推進に協力すること。

5 適正管理

空き家の適正管理を推進するために必要な事項を定める。

〈案〉

[所有者等の義務]

空き家の所有者又は管理者は、以下に掲げる状態（管理不全状態）にならないよう、空き家を適正に管理すること。

- (1) 建築物の倒壊、建築材料の脱落、飛散によって、敷地外の生命、身体、財産に係る被害を生じるおそれがある状態
- (2) 敷地内にある樹木又は雑草の繁茂、倒木等により、周辺的生活環境の保全上支障が生じるおそれがある状態
- (3) 空き家に不特定の者の侵入を容易に許すなど、周辺の防犯上支障が生じるおそれがある状態

[勧告・公表等]

市長は、空き家の所有者又は管理者に対して、次の行為を行うことができる。

- ・管理不全状態になるおそれがある、又は管理不全状態である場合に助言又は指導すること。
- ・指導を行ったにもかかわらず管理不全状態が解消されない場合に勧告すること。
- ・正当な理由なく勧告に従わない場合に氏名等を公表すること。

[その他]

その他、管理不全対策に必要な事項を定める。

- ・指導又は勧告に従い所有者等が管理不全状態を改善する場合の技術的援助
- ・関係者に協力を要請することができるなど、空き家の所有者等が確知できない場合の対応

- ・ 緊急的に危険性を排除する必要がある場合の安全上の措置
- ・ 警察その他関係機関等との連携

6 支援

空き家の予防，流通促進，有効活用等に関する市民や事業者等への支援について定める。

7 その他

その他，空き家対策を進めるために必要な事項を定める。

〈案〉

- ・ 市長は，空き家の所有者から管理状況等の報告を求めることができること。
- ・ 市長は，空き家の実態把握をするために必要な調査を行うことができること。